

豪州洋上における米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する意見書

去る8月5日、米軍普天間飛行場所属のMV22オスプレイがオーストラリア東部の沖合で、米艦船に着艦しようとした際に海面に墜落し、乗員3名が死亡する事故が発生したことから、普天間飛行場の周辺住民はもとより、日常的にオスプレイによる民間地上空での低空飛行や、物資のつり下げ訓練が繰り返されている米軍北部訓練場高江ヘリパッド及びキャンプ・ハンセン内ファルコン着陸帯等の周辺住民に強い衝撃を与え、県民の間に墜落に対する不安が一層広がっている。

オスプレイについては、開発段階での試験飛行や実戦配備後に墜落等を繰り返し、多数の犠牲者を出していることから、本県議会を初め、県内41市町村議会の全てにおいて抗議決議を行うなど、県民の配備反対の声があるにもかかわらず配備が強行されたものである。

オスプレイに対する県民の不安が一向に払拭されない中、昨年12月、訓練中に名護市安部の海岸に墜落する事故を起こし、さらに同日、別機が普天間飛行場で胴体着陸するというあってはならない事故が連続して発生した。さらにことしに入り、伊江島補助飛行場や奄美空港に緊急着陸するふぐあいを立て続けに起こしており、県民の米軍及び日米両政府に対する不信感が一層募っている。

今回の事故を受け、去る8月6日、政府は米側に対しオスプレイの飛行自粛を求めたが、米軍は要請を事実上、拒否する形でその翌日には飛行を強行した。また、昨年の名護市安部の海岸における事故に関しても、いまだに米側から調査報告書の提供がない中で今回の事故が発生し、地元自治体等の再三の抗議や中止の申し入れにもかかわらず、訓練が継続されていることは言語道断である。

このように日本政府の要請を一顧だにせず、運用上の必要性を理由に県民の声を無視し続ける県民軽視の米軍の姿勢に憤りを禁じ得ない。

政府は、米側に対し県民の基地負担軽減に向けた強い決意のもとで毅然とした対応をとるべきであり、日米両政府においては、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られるようさらに全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 オスプレイの配備を撤回すること。
- 2 普天間飛行場の5年以内の運用停止の実現を図ること。
- 3 在沖米海兵隊の撤退を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年8月28日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て